

中津川市地域包括支援センター指定介護予防支援・

## 介護予防ケアマネジメント事業運営規程（案）

（事業の目的）

第1条 この事業所が行う指定（第1号）介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント（以下介護予防支援という）は、高齢者等が要介護状態及び要支援状態とならないよう支援し、要支援状態及び総合事業対象者になった場合になった場合、利用者が居宅において、有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 運営の方針は、次に掲げるところによるものとする。

- （1）介護予防支援の提供に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行う。
- （2）介護予防支援の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定介護予防サービス等が特定の種類又は特定の介護予防サービス事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行う。
- （3）事業の実施に当たっては、市、老人介護支援センター、他の指定介護予防支援事業者又は介護予防ケアマネジメント事業者及び指定居宅介護支援事業者、介護保険施設等の保健・医療・福祉サービスとの連携に努める。
- （4）事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止のため、必要な体制の整備を行うとともに、担当職員に対し、研修を実施する等の措置を講じる。
- （5）事業所は、介護予防支援を提供するに当たっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努める。
- （6）前5項のほか、「中津川市指定居宅介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成26年12月24日中津川市条例第38号）を遵守し、事業を実施するものとする。

（事業所の名称及び所在地）

第3条 この事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- （1）名称 中津川市地域包括支援センター

(2) 所在地 中津川市かやの木町2番5号

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 この事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

(1) 管理者 1名

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、要件を満たす場合は介護予防支援の提供に当たる。

(2) 介護予防支援業務従事者

保健師、介護支援専門員、社会福祉士、経験のある看護師、3年以上経験のある社会福祉主事

上記のいずれかの資格を有する職員で必要な人数

介護予防支援業務従事者は、要支援者及び総合事業対象者の依頼を受けて、介護予防サービス計画を作成するとともに、指定介護予防サービス事業者との連絡調整、必要時の介護保険サービス事業者への紹介等を行う。

(3) その他の職員 1名以上 必要な事務を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

(1) 営業日 月曜日から金曜日とする。ただし、国民の祝日、国民の休日及び12月29日から1月3日までを除く。

(2) 営業時間 午前8時30分から午後5時15分までとする。

(3) 電話等により24時間常時受付等が可能な状態とする。

(介護予防支援の提供方法及び内容)

第6条 居宅介護支援の提供方法及び内容は次のとおりとする。

(1) 利用者の相談を受ける場所 第3条に規定する事業所内の相談室

(2) 使用する課題分析票の種類 厚生労働省の例による

(3) サービス担当者会議の開催場所 第3条に規定する事業所内の相談室

(4) 介護支援専門員等職員の訪問又は電話等状況把握頻度 月1回以上

(利用料その他の費用の額)

第7条 居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定介護予防支援が法定代理受領サービスであるときは、利用者の負担はなしとし、介護報酬告示は、事業所の見やすい場所に掲示する。

2 次条の通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において行う居宅介護支援に要した交通費は、その実費を徴収する。

- 3 前項の交通費の支払いを受けるに当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対してその額等に関して説明を行い、利用者の同意を得るものとする。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、中津川市の区域とする。

(事故発生時の対応)

第9条 事業所は利用者に対する介護予防支援の提供により事故が発生した場合には、速やかに市、利用者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じるものとする。

2 前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録を行うものとする。

3 事業所は、利用者に対する介護予防支援の提供に伴って、事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

(苦情処理)

第10条 事業所は、自ら提供した介護予防支援又は自らが計画に位置付けた指定(第1号)介護予防サービス等に対する利用者及びその家族からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、担当職員を置き、解決に向けて調査を実施し、改善の措置を講じ、利用者及び家族に説明するものとする。

2 事業所は、提供した介護予防支援に関し、介護保険法第23条の規定により市が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は市の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けた場合は、該当指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

3 事業所は、提出した介護予防支援に係る利用者及びその家族からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(個人情報保護)

第11条 事業所は、利用者又は家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

2 事業者が得た利用者又はその家族の個人情報については、事業者の介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

(高齢者虐待の防止)

第12条 事業所は、利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するため、次のとおり必要な措置を講じるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について担当職員に周知徹底を図る。
- (2) 虐待防止のための指針を整備する。
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修を実施する。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

(業務継続計画の策定等)

第13条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する介護予防支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、該当業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、担当職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(その他運営についての留意事項)

第9条 介護予防支援等の資質の向上のために、次のとおり研修の機会を設けるものとする。

- (1) 採用時研修 採用後6月以内
  - (2) 継続研修 年1回以上
- 2 従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。
  - 3 従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、従業者でなくなった後においてもこれらの者の秘密を保持すべき旨を雇用契約の内容とするものである。
  - 4 この規程に定めるもののほか、この事業所の運営に関する事項は、中津川市及びこの事業所の運営協議会の協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

改正 令和6年2月 日